

個人住民税は、所得税と同じく、 事業者による徴収と納入が必要です

事業主の皆さまへ

事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町村民税＋県民税）は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまに徴収（天引き）していただき、課税した市町村に納入していただくことが必要です。

※地方税法及び各市町村の条例で上記のように定められています。

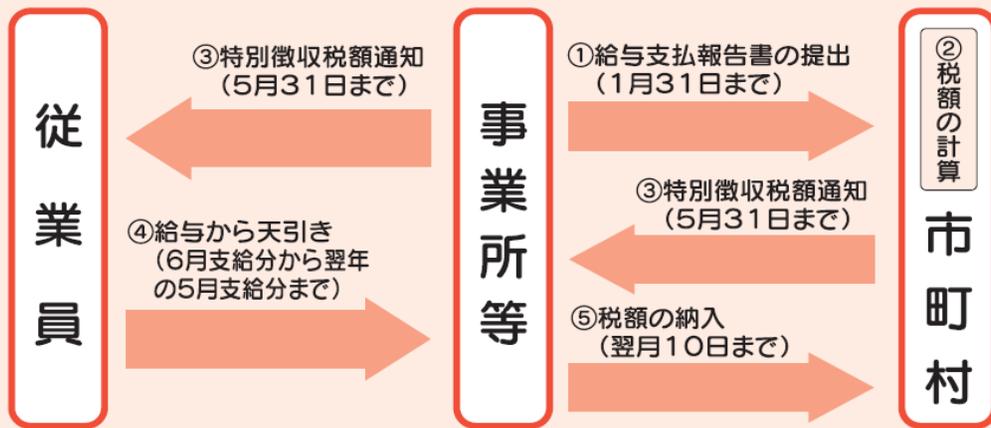


くまもとサプライズキャラクター
くまモン

熊本県と県内市町村は、平成25年度から特別徴収義務のある全ての事業者の皆様に対して個人住民税に係る特別徴収の完全指定を実施しました。

税負担の公平性と納税者の利便性の向上を目的として個人住民税の特別徴収の徹底を図っていきます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



○このチラシは、熊本県県南広域本部 収税課（電話 0965-33-3237）で作成いたしました。

個人住民税の特別徴収については、地元市町村収税担当課、熊本県各広域本部収税担当課にお尋ねください。